

唐津市公告

唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務委託に係るプロポーザル手続開始の公告について

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

なお、公募に関し必要な事項は、別紙唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務委託に係る企画提案募集要領のとおりとする。

令和8年5月14日

唐津市長 峰 達 郎



1 業務概要

(1) 業務名

唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務

(2) 業務の目的

観光産業の稼ぐ力を育み地場産業として発展させることを目標に、食の魅力を活かした地域の付加価値を高め、食と文化、暮らしといったその土地固有の物語を紡ぐ新たな旅行スタイル「唐津版ガストロノミーツーリズム」を本市に根付かせること、単なる一過性のイベントに留まらず、地元の生産者、飲食店、窯元、宿泊施設等が一体となった「食の観光エコシステム」の構築を目指すブランディング、イベント等を行うものとする。

(3) 業務内容

ア コンセプトメイク

食の魅力を絡めた海辺のエリアイメージの醸成に向け、現地視察やフィールドワーク等の手法も織り交ぜながら、唐津市の特性を的確に捉え、市と協議しながら当市におけるガストロノミーの実現に向けた最適なコンセプト設定を9月までに行うこと。

コンセプトを公表するキックオフトークセッション等を開催すること。

コンセプトの設定に際しては、事業成果を適切に把握する成果指標を設定し、事業終了後には本事業を通じて得られた実績、成果に関する分析及び考

察を行うこと。

イ 食のアドバルーンイベントの開催

世界で活躍するシェフをはじめ、地元含め国内で活躍するシェフ等を招聘し、市内海辺の宿泊施設等で50人規模の食の試行イベントを2月までに開催すること。

イベントについては、地域の食材選考から当日のレシピ考案までの一連の流れを受託者が担うものとし、当日のイベント運営も行うこと。

イベント準備にあたっては、必要に応じて産地の現地視察を行い、食材・製品の生産者や料理人との面会を行うなど地域の食の魅力や文化を十分に理解したうえで、最大限の効果につなげること。

また、イベント当日のサービス内容の企画（体験、食事）、会場手配、市内料理人と連携したイベント開催、販売促進につなげるためのプロモーションに努めること。

なお、イベント参加費については、参加者の実費負担を原則とし、適切な価格設定を行うこと。

実施にあたっては、食中毒対策およびアレルギー対応等のリスク管理計画を策定すること。

ウ プレミアムツアー催行

国内の富裕層をターゲットに見据えた高単価の宿泊プランを旅行会社と連携して造成すること。また、プランについては、6～7人向けの商品を3本以上造成し、適切な価格設定のもと販売し、ツアーの催行を行うこと。

エ 事業推進に向けたネットワーク化

地域にガストロノミーツーリズムを根付かせるための推進体制の構築を目指し、市内の観光事業者（宿泊施設、飲食店等）、生産者、作陶家、地域コーディネーター（専門的人材）等によるネットワーク化を図り、その調整を行うこと。

ネットワーク化にあたり指導・助言可能なアドバイザーを市に派遣すること。

また、持続的に旅行商品として販売することを見据えた流通体制や供給量も加味したうえで持続可能なスキームや担い手育成等についての提案を行うこと。

オ プロモーション

本事業の趣旨や「唐津市版ガストロノミーツーリズム」のブランドを確立するため、ターゲット層を設定し、SNSやメディアなどを活用したプロモーションを実施すること。ティザー告知から事後のレポートまで、「まえ」「なか」「あと」のタイミング毎に実施すること。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

受託者の提案によるものとする。

2 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 単独提案の場合

ア 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

エ この業務の公告の日から契約締結の日までのいずれの日においても、唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成26年告示第59号）第2条第1項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

キ 自己または自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次に掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク 信義に従い誠実に本業務を履行できる者

(2) 共同提案の場合

ア 代表事業者を定めること。

イ すべての構成員が、(1)ア～クの要件を満たしていること。

ウ すべての構成員は本プロポーザルに応募する他の連合体の構成員でないこと。

3 失格事由

(1) 参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

(3) 他の応募者と共謀したとき。

(4) 唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員への働きかけ等審査の公平性を害する行為があったとき。

(5) 募集要領の提案上限額を超える見積金額が提案されたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、失格に当たる事由があると審査委員会が判断したとき。

4 プロポーザルの審査方法

(1) 審査主体

プロポーザルの審査及び選考に当たっては、審査委員会において行う。

(2) 審査方法

参加者による企画提案等についてのプレゼンテーションに対して審査委員会がヒアリングを実施し、最優秀、優秀の提案者を特定する。

5 結果の通知

審査委員会における審査及び評価の結果については、審査対象者全員に対し書面にて通知する。

6 結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、本プロポーザル手続き完了後に唐津市ホームページにて公表するものとする。

7 手続等

(1) 事務局

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内1番1号（大手ロセンタービル5階）

唐津市商工観光部 観光課

電話番号 0955-72-9127

ファックス番号 0955-72-9182

電子メール kankou@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ <https://www.city.karatsu.lg.jp>

(2) 本プロポーザルに係る書類等の取得

ア 取得方法

本プロポーザルに係る書類等は、唐津市ホームページにおいてダウンロードすること。

イ 取得開始日

令和8年5月14日（木）から

(3) 応募書類の受付

ア 参加意思表明書の提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時00分

イ 参加意思表明書の提出方法

事務局へ電子メール、持参又は郵送（持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送の場合は令和8年5月29日（金）午後5時00分必着とする。）

ウ 提案書等の提出期限

令和8年6月24日（水）午後5時00分

エ 提案書等の提出方法

事務局へ電子メール、持参又は郵送（持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までとし、郵送の場合は令和8年6月24日（水）午後5時00分必着とする。）

(4) 審査会実施日

令和8年6月29日（月）（時間及び場所は、別途通知）